



中華民國 台灣投資通信

発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所 台北支店

November 2010

vol. 183

今月のトピックス

国会会社化で発展が期待される
台湾の空港・港湾事業
飛躍する台湾産業
ITと建築を結合、アクションプランで
始動するスマートグリーン建築産業
台湾進出ガイド
台湾における事業再編制度 その4

日本企業から見た台湾

～台湾日華化学工業(股) 総経理
詹哲茂氏インタビュー～
ECFA後を見据え、台湾拠点の機能強化を
展望する日華化学
台湾マクロ経済指標
インフォメーション

【今月のトピックス】

国会会社化で発展が期待される 台湾の空港・港湾事業

1979年の運用開始から30余年、政府(交通部民航局)管理下の行政機関であった桃園国際空港は11月1日、国営の桃園国際空港会社として再スタートを切った。陽明海運や中華郵政と同じ交通部傘下の事業機関として、人材登用や財務、投資などの面でより柔軟な経営が可能となる。同社は企業化経営により、空港サービスを一新するほか、財務活性化のために子会社を設立したり、海外航空事業への参入も行う。2011年の目標として、旅客数3%増、貨物量10%増、事業収入10%増(約132億元)の達成を目指している。

桃園空港の会社化と航空城計画

従来桃園空港のオペレーションと監督管理は民航局が担っていた。政府部門であったため、例えば人材登用面でも公務員採用のルールが適用され、専門人材の登用が進まないなどの弊害が出ていた。そこで、交通部は昨年、市場変化と海外空港との競争に対応するために「国営国際空港園區股份有限公司条例」を立法化し、桃園国際空港を行政機関から事業機関へと改組した。狙いは企業経営の導入によって事業効率や顧客サービス、国際競争力の向上を図ることである。

空港会社の初代董事長には交通部の葉匡時・政務次長が就いた(兼任)。ほかに15人の董事と3人の監査役がいる。空港会社は独立採算制を採っており、従来のような制限を受けずに、着陸料や停留料を柔軟に調整することが可能となる。空港会社の意思で航空会社ヘインセンティブを提供することができるわけである。一方、航空協議や航空行政などの公権力に関わる部分は従来通り民航局が責を負う。

桃園空港が期待されているのは単なる交通機能だけではない。政府は、中台直航便の就航やECFA(中台経済協力枠組み協議)の締結を受けた「黄金の十年」到来のチャンスをつかむべく、桃園空港の長期的発展のための基礎を打ちたてようとしている。そして、「東アジアのハブ空港」を目

指し、その地位向上を図っていくとともに、空港の発展が周辺地域の都市開発を促すよう支援するなど、台湾経済発展の牽引役を担わせようとしている。このビジョンの中で中心となる開発計画が「桃園航空城」である。

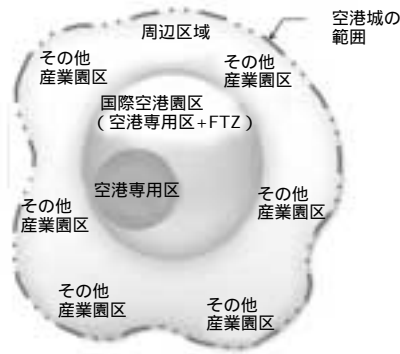
桃園航空城は、政府が推進中の公共建設事業「愛台12建設」の一事業である。交通部は既に「台湾桃園国際空港園區綱要計画」において、空港及びその周辺地域の発展モデルをまとめている。総面積は6,150ヘクタールで、空港専用区、自由貿易港区(FTZ)、空港サービス生活区、経済貿易展覽園區、空港関連産業区、マリンレジャー区、付加価値農産品展示販売区、生活機能区のハエリアに分かれている。航空城の投資サービスセンターは7月5日に運用が始まっている。開発に際しては国の一部権限(投資申請手続きの受理など)が桃園県政府に委譲されている。また、同センターには八つの政府関係部局が集まっており、土地取得審議手続きが簡略化されるなど、行政手続きの効率化が図られている。

2030年に旅客数5,800万人

「台湾桃園国際空港園區綱要計画」によると、将来、空港園區(空港専用区及び自由貿易園區)の範囲は1,249ヘクタールから1,900ヘクタールまで拡大される。3,000億元と見積



航空城と
 空港園區の関係



空港城:黄身+白身
 黄身:空港園區
 (空港専用区+FTZ)
 白身:空港園區周辺区域

もられている開発費用は、土地徴収費用が政府予算に組み込まれているほか、他の費用は空港会社が負担する。綱要は2030年までの発展目標を定めている。それによると、2030年の桃園空港の年間旅客数は現在の約2倍にあたる5,800万人となる。また、建設が予定されている第三ターミナルのサテライトが実現すれば、第三ターミナルの旅客受容量は4,300万人となり、第一、第二ターミナルと合わせた総受容量は現在の2倍強の7,200万人となる。第三ターミナルは2011年に設計、発注が始まり、早ければ2018年にも運用が始まる。総費用600億元を超える第三ターミナルの建設計画には各国の有力な空港コンサルティング会社や設計事務所が関心を示している。民航局が10月に開いた「第三ターミナル区総顧問技術サービス委託事業に係るRFI説明会」には、国内外の専門機関が集まり、事業内容や課題についての情報収集を行った。

空港会社はこのほか、空港園區の商業及び商務機能を強化し、非航空事業の収入を増やすため、大型の複合商業ビルの建設や自由貿易港区の拡大開発を計画している。これにより、海外の台湾企業や外資系企業の投資を促すとともに、港区内の高付加価値物流を発展させる狙いだ。

港務局の統合、国営企業化計画

空港だけではなく、港湾事業の国営企業化も計画されている。目下、台湾の各港務局は港湾経営と公権力の執行をともに行っている。行政システムと法令による制限があり、経営効率や市場適応能力を欠くほか、投資範囲も限定されており、日増しに激しさを増す港湾の国際競争に対応できなくなっている。また、独立事業体である各港務局によってバラバラに策定された経営発展戦略が相互に衝突し、台湾の港湾全体の競争力低下を招いている。このため、「経営と管理の分離(政企分離)」や「港湾群」のコンセプトが求め

られるようになっている。

交通部の計画では、海外の著名な港湾が採用する「政企分離」方式を参照し、700人体制の航港局に行政権能のみを担わせる一方、高雄、基隆、台中、花蓮の各港務局を「台湾港務会社(及びその支社)」に統合して、港湾経営を担わせるスキームを描いている。なお、「政企分離」ではあるが、港務会社は公有公営を維持する。海外のケースとしては、オランダのロッテルダム港が港務局の会社化により組織改革を果たしている。同港は「政企分離」を原則とし、港湾運営の効率向上を実現した。同様の事例にはシンガポール国際港務会社(PSA)、上海港務集団会社(SIPG)、釜山港湾公社(BPA)がある。前二者は集団経営による発展を志向しており、複数の出資者による合弁事業として運営されている。この内PSAは市場の多国化に対応すべく、多国籍の出資者により経営されている。

台湾に話を戻すと、「台湾港務股份有限公司条例」の草案は既にまとまっており、今後立法院で審理される。計画では、国営港務会社は2012年1月に成立する。交通部は特別に国内外の港湾関連事業に係る投資を港務会社の経営範囲に定めるなど、海外投資や多角化経営を展開しやすくするよう、港湾経営の範囲と裁量を大幅に拡大する。立法化がスムーズに進めば、上述のような組織改革を背景に、港湾会社は「台湾に根ざし、グローバルに経営」という目標達成に向かって始動する。

拡大する日本企業の事業参入機会

桃園国際空港会社は今後、海外空港の経験を取り入れることで、航空及び非航空事業の収入を増やしていく計画だ。また、航空城及び空港綱要計画の中では大型の投資建設が計画されている。なお、将来の民営化については、今後の社会経済の発展状況や国営会社による経営状況を見た上で、組織形態の調整と見直しが検討される中でのテーマとなる。

日本企業にとっては、公共建設計画に参加したり、中国の33空港と台湾を結ぶ两岸直航便やECFAによる中台ビジネスにおける台湾の優位性を活かして中国事業の体制を強化するなどの機会が考えられる。本稿で述べてきたような関連政策の動向を把握することにより、こうした商機をいち早く獲得することが可能となるだろう。

(郭盈伶:y-kuo@nri.co.jp)

飛躍する台湾産業



ITと建築を結合、アクションプランで始動する スマートグリーン建築産業

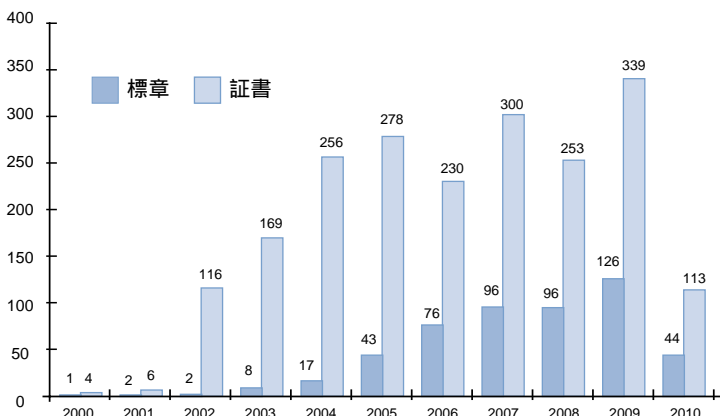
政府は今年、産業構造全体の転換を進めることを目的に、現有産業の強みを活かしながら育成可能な新興産業として、「四大スマート産業（クラウドコンピューティング、電気自動車、スマートグリーン建築、発明特許の産業化）」を指定した。本稿はこの内、まもなくアクションプラン（草稿）が行政院を通過する見通しのスマートグリーン建築を取り上げ、標章制度や産業動向、関連立法の展望などを紹介する。

グリーン/スマート建築標章制度

内政部建築研究所の定義によると、「グリーン建築」は省エネ、省資源、低廃棄物の建築物を指す。一方、「スマートグリーン建築」は通信、防犯、防災、電源などの設備やこれらを統合するスマートシステムを備え、安全・健康・便利・快適かつ省エネ・低汚染の生活環境を提供する付加価値型のグリーン建築を指す。

台湾のグリーン建築推進の歴史は比較的長く、建築研究所が1999年に「グリーン建築標章制度」を定め、9項の指標に基づくグリーン建築認証を行っている。認証は建設済みの建築物に対する「グリーン建築標章」と建設前の建築物に与えられる「グリーン建築候補標章証書」の2つがある。住居用建築、商業ビル、工場のいずれも申請可能で、2000年の申請受付以来、認証建築物は増え続けている（下図）。工場では台達電（Delta）や台積電（TSMC）などがグリーン建築標章基準に則って工場建設を行い、認証を受けている。また、デベロッパーの富邦建設はグリーン建築商業ビルを売り出している。

図：グリーン建築標章の認証建築物数推移



認証建築は6～10%分の容積率の優遇が受けられるほか、企業イメージ向上というメリットもある。

スマート建築も同様に建築研究所が「スマート建築標章」制度を設けている。商業ビルと住居用建築が対象であり、2004年から現在までに5件の商業ビルと9件の住居用建築が認証を得ている。

現在のところ、「スマートグリーン建築標章」はないが、「スマート建築」と「グリーン建築」の両標章を得た建築物はある。中華電子子会社の光世代建設開発が開発したマンション「光点」である。光点は省エネ設計と雨水回収システムを備えているほか、中華電信のクラウドスマートシステムやエネルギー・ライトなどのコントロールシステムを導入しており、設計段階で二つの標章の候補証書を得ている。

アクションプラン 7.5千億元の経済効果

「スマートグリーン建築アクションプラン（以下、アクションプラン）」は大きく三つの部分から成る。

一つ目は公有建築物のスマートグリーン建築化である。台湾政府は2001年からグリーン建築の普及推進を始めており、既に政府庁舎や公立学校の校舎は一定程度グリーン化が進んでいる（2010年6月までに認証を受けた2,575件のグリーン建築の内、34.63%は学校）が、2012年6月からは、建造費5,000万元以上の新築の公有建築物には全てスマートグリーン建築設計を導入する。

二つ目は工場の「グリーン改造計画」である。国家科学委員会の管理下にある新竹、台中、台南、宜蘭基地の四つのサイエンスパークの工場を対象に、グリーン化



を推進する。内容は工場自体のグリーン化と生産工程のクリーン化を含み、基準を満たした工場には「グリーン工場標章認証」を発行する。生産工程のCO2排出量を引き下げることにより、台湾ハイテク製品の国際競争力を高めることを狙いとしている。

三つ目はコンビニエンスストアの「グリーン改造奨励」とレベル別認証制度の導入である。台湾には9,000店を越えるコンビニがあり、密度は世界一である。政府は、電気使用量が多いコンビニへの省エネ設備導入を奨励し、電気使用量を10～20%低減させることを目標としている。「グリーン改造」を行ったコンビニに対し、一つ星～三つ星の三段階の認証を与え、星の数に応じた額の補助金を出す。第一段階として、2011年1月から2,000店のコンビニに総額5,000万円を支給する計画だ。

アクションプランは2015年までの6年間に32.2億元の予算を投じる。実施を通じて、296億元の関連投資が生まれ、7,540億元分の経済効果と24.3万人の雇用創出、1,442トンのCO2削減の達成が見込まれている。

産業概況 課題と法令整備の現況

政府がスマートグリーン建築を推進する狙いは、台湾IT産業の優位性を活かしながら、建築物の省エネという目標達成を図るとともに、国民の居住空間の利便性と快適度を高めることにある。アクションプランによる政府支援で恩恵を受ける産業は、建設、家電、省エネ設備、自動化設備、エネルギー管理、節水設備など幅広い(ただし、各産業の生産物が全てスマートグリーン建築に関わるわけではなく、また、政府が「スマートグリーン建築産業」に明確な定義を与えていない以上、市場全体の規模を計ることは困難である)。

産業発展の鍵は、政策にかかっていると見える。即ち、政府が商工業部門に対して厳格な省エネ・CO2削減基準を設定したり、企業や一般消費者の投資(消費)を促

すような十分なインセンティブを提供することができれば、産業発展は一気に加速だろう。省エネ設計や自動化システム、雨水回収設備などの導入は、企業や消費者にとって、短期的には必要性や緊迫性があるものではない。十分な補助がないまま、大きな初期投資を強いられる状況下では、マーケットの拡大を期待することは難しい。

台湾は2008年に「持続的エネルギー政策綱領」を策定しており、CO2排出量削減目標を定めている。一方、強制力を伴う法令としては、産業施設にCO2排出削減を義務付ける「温室ガス減量法」が現在、立法院で審議されている。法令整備に加え、アクションプラン策定の状況からは、政府の産業育成にける決意を読み取ることができる。

台湾では将来、グリーン工場やグリーンコンビニエンスストアの普及につれて、省エネ設備に対するニーズの高まりが予想される。また、現在は新築の公有建築物が支えている建材や設備、システムなどのスマートグリーン建築関連製品のニーズも、今後は一般の建築物まで広がっていくと見られる。そこで、システム事業者やデベロッパーなど、各種設備・システムを統合・運営するインテグレーターの役割がこれまで以上に重要となっていくだろう。

日本は、スマートグリーン建築関連の法令・政策面でも産業面でも台湾の先を行っている。産業が立ち上がりつつある台湾は、海外進出の起点として日本での経験を移植する先として、また、現地の事業パートナーとともに中国市場への進出を展望しやすいという意味でも、進出先として検討に値すると言える。

(黄紘君:h-huang@nri.co.jp)



台湾における事業再編制度 その4

今回は前回に引き続き、企業併購法(企業M&A法)の概要を紹介する。企業M&A法は、企業構造改善となる企業M&Aの奨励と迅速化を図るために特別法として制定された。今回は同法の内、会社法に関わる部分を取り上げた。今回と次回は、会社法以外の関連法規に関わる部分を紹介する。

2 証券取引法に関連する部分

- (1) 会社が決議をする前に、独立の専門家に依頼して、株式交換比率(又は分割案件における分割後の営業或いは財産の引受けによって発行する新株の価格及び引受けた営業或いは財産価値の合理性)等の事項に関する意見の提供を受けるべき事を明確に定めた。(第6条)
- (2) 一定のタイプのM&A行為を行なう際に、会社が発行する全新株の内、一定比率を対外公開發行とする必要がなくなった。(第8条/証券取引法第28条の1の規定適用の排除)
- (3) 上場・店頭会社と他の既存或いは新設の会社が、株式交換を行っていた場合の上場・店頭の廃止及び上場・店頭開始の取り扱いを明確に定めた(第31条)
- (4) 分割後の既存或いは新設会社が会社分割及び上場・店頭に関連規定に符合していれば、継続して上場・店頭或いは上場・店頭を開始する事ができる旨を明確に定めた。(第32条第10項)

3 労働基準法に関連する部分

- (1) 会社がM&Aを行なう際には、労働者退職準備金の残高は移転されること並びに法令に従って補充されるべきことを明確に規定した。(第15条)
- (2) 会社のM&Aでの従業員の慰留と解雇に関して明確にした。(第16条、第17条/労働基準法第20条を修正)

4 従業員福利金条例に関連する部分

会社と他の会社が株式交換を行なって新会社を設立する場合、当該新会社は、株式交換の資本金額内において、従業員福利金条例第2条第1項第1号の規定に従った従業員福利金を再度、積みたてる必要はない事を明確にした。(第30条第6項)

5 促進産業昇級条例に関連する部分

- (1) 財産或いは株式の移転の租税免除、土地増値税の繰延を明確にした。(第34条/促進産業昇級条例第15条第1項を修正)
- (2) 営業権及びM&A費用の一定年限内の定額償却を明確にした。(第35条、第36条/促進産業昇級条例第15条第1項第7号第8号を参照)
- (3) 租税優遇の継承及び合併以前の欠損の控除を明確にした。(第37条、第38条/促進産業昇級条例第15条第3項を修正、促進産業昇級条例第15条第4項を参照)
- (4) 行政院開発基金の投資と融資(第44条/促進産業昇級条例第21条を参照)

参考資料：勤業衆信聯合会計事務所編『台湾ビジネスガイド』(2010年1月現在)
 勤業衆信聯合会計事務所 日系企業サービスグループ 電話: +886-2-2545-9988
 横井雅史(Ext.6914) 白石常介(Ext.3318) 宮川明子(Ext.6949) 田村和也(Ext.3905) 高尾圭輔(Ext.3904)
<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>

ECFA後を見据え、 台湾拠点の機能強化を展望する日華化学

台湾をアジア繊維事業の中心拠点とし、新しいビジネスの生まれる場所にする。そんな力強い事業展望を描くのは、福井市に本社を置く日華化学だ。一般に界面活性剤と呼ばれる繊維用工程・機能性薬剤の大手で、日本では約3割の市場シェアを持つ。1960年代に台湾へ進出し、台湾日華化学工業(本社・台北県板橋市)を設立。以降、台湾繊維産業の高度成長、生産拠点の中国シフト、繊維の高機能化、界面活性剤のECFA(中台経済協力枠組協議)のアーリーハーベスト(早期関税引き下げリスト)入りなど、様々な環境変化に対応しながら、40年に渡って台湾でビジネス展開してきた。今回は台湾日華を訪ね、華南・ベトナムに広がる事業ネットワークやECFAを活用した事業展望についてお話を伺った。



台湾日華化学工業(股)総経理 詹哲茂氏(左)
同副総経理 円道亨氏(右)

社名の由来と台湾日華について

日華の創立は戦前に遡ることができます。繊維油剤や食品製造用のアミノ酸を製造していた前身の会社が1938年にアミノ酸の中国(中華民国)へ輸出を始めたことから中国との関係が生まれました。その後、戦争という時代背景の中で、「日中の架け橋」となる企業を目指して、1941年に日華化学工業(後に日華化学へ社名変更)が設立されました。

台湾日華(以下当社)は1968年に現地資本との合弁で設立されました。継続している海外拠点の中では、最も長い歴史を持ちます。

当社は主に、台湾の繊維産業向けに、精練～染色～仕上げに至る加工工程に用いる薬剤(界面活性剤)を供給しております。繊維事業以外では、製紙や金属の工程・機能性薬剤の生産も行っています。今後は台湾が大きな市場を持つ電材事業も拡大させていきたいですね。日本ではハウスホールド、コスメ、製紙といった繊維以外の事業が売上の半分以上を占めています。台湾でも市場・産業の動向を見極めながら、政府が推進する産業イノベーションの中に上手く入っていきたくて考えております。

貴社の強みについて

繊維の加工工程薬剤は日華グループの主力製品であり、日本ではシェアが3割に達するほどの競争力を持ちます。

この製品を、本社のバックアップを受けながら、台湾で展開できることは大きいですね。もちろん、当社のビジネスは規格化された製品を顧客へ渡して終わり、というものではありませんので、台湾人のスタッフが、顧客に応じた技術サポートやカスタマイズをしっかりと行っていることも、台湾日華の競争力の基礎となっています。

人材而言えば、当社は勤続20年を超える社員が全体の4割を占めており(10年以上は約7割)この定着率の高さが、技術や経験の蓄積を生み、お客様の信頼獲得にもつながっているものと考えております。

台湾日華の海外ネットワークについて

台湾の繊維産業においては、第二次石油ショック(1979年)の後、生産拠点を中国へ移す動きが加速しました。現在はさらにタイやインドネシアといったアセアン諸国にも生産拠点が広がっています。日華グループでは、こうした繊維産業の中国・アセアンシフトに合わせ、この地域でのネットワークを広げていきました。海外拠点のうち、香港(販社)、広州、浙江、ベトナムの各社には台湾日華の資本が入っており、オペレーションの責任者を台湾から派遣しています。これらの地域には台湾系の取引先が多く、華人同士のネットワークも重要です。そこで、台湾主導の事業体制を採ることによって、より効率的な経営が可能となっています。

日本企業から見た台湾

経済部と交わしたLOI(投資同意書)について

当社は去る9月21日に開かれた「台湾投資サミット(台湾経済部主催)」において、一時凍結していた新工場の建設を再開させ、ECFAの調印によって新たに生まれるビジネスチャンスを活用しながら、台湾経済の発展に寄与する旨の同意書を交わしました。

現在の工場は手狭になっており、都市化の進行で拡張が難しいことから、桃園県(桃園科学工業区)への工場移転を決めております。ここでは繊維用だけではなく、電気・電子、環境市場関連の工程薬剤及び機能薬剤の開発、製造、販売を行っていきます。

ECFAに関しては台湾から中国への輸出拡大を検討しています。これまで、中国から日本に素原料を輸入し、日本で製造した薬剤を中国に輸出するという流れがありましたが、関税の面からも物流の面からも、最適なスキームであるとは言えませんでした。今後はECFAにより、中国 台湾 中国の物流が非関税で行えるようになるため、台湾製薬剤の競争力が高まることになるでしょう。また、中国の台湾系企業にも「台湾製の界面活性剤をそのまま使いたい」というニーズがあります。

さらに、今後は台湾の開発機能も強化させていきます。具体的には、繊維加工用薬剤の先端技術の応用研究を台湾で行います。台湾政府、企業の繊維に対する取り組みは日本よりもずっと積極的です。また、台湾の繊維産業の競争力は高く、企業は世界中に生産拠点を持っています。つまり、台湾で開発、生産を行えば、世界中に販売することができるわけです。

台湾を軸とする上記のスキームが動き始めれば、台湾日華は文字通り、アジア繊維事業のマザーブランドとなることでしょう。

何故台湾は貴社海外事業のハブとなりうるのでしょうか

台湾日華は今後、新製品のマザーブランド R & Dの拠点 新しいビジネスの起点という三つの役割を担ってまいります。

なぜ台湾か、というお話ですが、日本の繊維産業が衰退していく中で、グループ全体の中でどの拠点が本社に代わる生産拠点になりうるか、このことを考えた時、技

術力や信頼性(社内での秘密保持の高さなど)国民性などを総合的に勘案したところ、日本に代わる、或いは、日本をフォローできるのは台湾、という結論に達しました。繊維産業は成熟期に入って久しく、主要生産地は日本から台湾・韓国、中国と移っています。台湾市場は今後、大きな成長は見込めませんが、それでも、規模としては日本の倍近くあります。また、経済部統計処の紡織業生産指数を見ますと、金融危機で落ち込んだ後は2006年の水準まで回復してきており、産業基盤の力強さをうかがうことができます。さらに、台湾の繊維産業には、単にマーケットの大小だけでは計ることができない強さがあります。それは「品質」と「コスト」と「デリバリー」のバランスです。顧客から急な受注が入った場合でも、地理的な優位性に加え、地場の商社や物流会社の手際の良さから、国内外からスピーディに原料調達を行うことができ、また、製品を外に出すことができます。

このバランスの良さに加え、台湾人の誠実さと強い繊維企業があるからこそ、台湾でビジネスを続ける判断ができるわけです。今後は、台湾の繊維加工薬剤市場でのシェア拡大を目指すとともに、新しい事業分野の開拓も行ってまいります。台湾はITハード立国として世界有数の産業基盤を持つだけではなく、「六大新興産業(グリーンエネルギー産業、バイオ産業など)や「四大スマート産業(スマートグリーン建築、電気自動車など)など、ビジネスの種がたくさんあります。台湾で新しい応用製品の開発、生産を行っていくべく、政府機関や台湾企業との提携機会を積極的に模索していきたいですね。

ありがとうございました

台湾日華化学工業股份有限公司の基本データ

会社名	台湾日華化学工業股份有限公司
設立	1968年
董事長	江守康昌
資本金	3.78億元
社員数	81名(内日本人3名)
事業内容	界面活性剤の製造・販売

注)2010年11月時点のデータによる。
出所)公開資料及びヒアリングよりNRI整理

台灣マクロ経済指標

年月別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率(%)		為替レート		株 価 平均指数 1966=100
	実質GDP (10億元)	経済 成長率(%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円	
2005年	11,612	4.7	3.66	4,228,068	724,399	198,432	182,614	15,817	0.62	2.31	32.85	0.2795	6,092
2006年	12,243	5.44	4.50	13,969,247	1,591,093	224,017	202,698	21,319	5.63	0.60	32.60	0.2740	6,842
2007年	12,976	5.98	8.34	15,361,173	999,633	246,677	219,252	27,425	6.47	1.80	32.44	0.2896	8,510
2008年	13,071	0.73	-1.56	8,237,114	439,667	255,629	240,448	15,181	5.15	3.53	32.86	0.3636	7,024
2009年	12,821	-1.87	-7.97	4,797,891	238,961	203,675	174,371	29,304	-8.74	-0.87	32.03	0.3471	6,460
9月			2.89	95,441	6,084	19,066	16,506	2,561	-9.47	-0.88	32.20	0.3580	7,321
10月			8.86	251,693	19,504	19,843	16,581	3,262	-6.17	-1.89	32.54	0.3569	7,589
11月	3,563	9.06	34.88	429,114	10,742	20,013	17,910	2,103	1.07	-1.62	32.19	0.3734	7,612
12月			50.68	632,959	12,588	20,018	18,313	1,704	5.76	-0.25	32.03	0.3471	7,837
2010年			77.34	302,271	10,385	21,738	19,250	2,488	6.8	0.26	31.99	0.3546	8,099
1月			36.85	346,880	60,838	16,689	15,799	891	6.09	2.34	32.09	0.3590	7,431
2月	3,276	13.71	42.22	960,290	146,585	23,358	21,835	1,523	6.87	1.26	31.82	0.3410	7,775
3月			34.18	153,813	2,941	21,929	19,390	2,539	9.06	1.34	31.42	0.3336	8,052
4月			33.34	250,699	12,822	25,475	22,386	3,089	9.43	0.75	32.23	0.3521	7,525
5月	3,456	12.53	26.55	204,140	4,822	22,716	21,176	1,540	7.02	1.19	32.28	0.3641	7,383
6月			22.44	252,393	23,931	23,899	21,750	2,149	5.32	1.31	32.05	0.3710	7,638
7月			25.01	137,924	21,741	24,051	21,791	2,259	3.35	-0.47	32.10	0.3811	7,833
8月	3,535	6.90	13.90	222,441	12,594	22,397	20,630	1,767	3.64	0.29	31.33	0.3761	8,039
9月													

出所：中華民國經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2011台北国際自転車展(Taipei International Cycle Show)

概要
 台北国際自転車展は自転車及びアクセサリーの専門見本市。1988年に始まり、毎年春に開かれ、来年は24回目となる。今年3月に開かれた「2010台北国際自転車展」には、国内外の894社(計3,018ブース)が参加。海外からは36カ国の216社が参加した。Giant、Merida、Ideal、SRAM、Colnago、Shimano、Accell Group、Sigma、Dahon、Pacific Cycles、FSAなどの著名ブランドが集い、国外バイヤー(5,160人が参加)と国内業者(24,808人が参加)が活発な商談を行った。「2011台北国際自転車展」は、2011年1月に発効するECFA(中台経済協力枠組み協議)のアーリーハーベスト(早期関税引き下げリスト)に自転車が入ったことにより、輸出の拡大やいっそうの高付加価値化が期待される台湾自転車産業の最新動向を知る格好の機会となるだろう。詳細は下記サイトまで：http://www.taipeicycle.com.tw/zh_TW/index.html

日時
 2011年3月16日(水)~19日(土)

展示品目
 自転車、電動自転車及びアクセサリーなど

展示会場
 台北世界貿易センター南港展示館(台北市南港区経貿二路1号)

主催
 主催：中華民國對外貿易發展協會(TAITRA)
 共催：台湾区自転車輸出業同業公会、台湾区車両工業同業公会、台湾区ゴム工業同業公会

お問合せ及び資料請求
 中華民國對外貿易發展協會
 TEL: 886-2-2725-5200 ext.2861、2850 TAITRA展覽業務處 E-mail: mt@taitra.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部
投資業務処

台北市館前路71号8F

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497
 担当：林貝真 ext. 216 (日本語可)

野村総合研究所
台北支店

台北市敦化北路168号13F-E室

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621
 担当：田崎嘉邦 ext. 30 / 岸田英明 ext. 35 / 黄紘君 ext. 25

野村総合研究所
産業革新コンサルティング部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5丸の内北口ビル

TEL: 03-5533-2709 (直通) / FAX: 03-5533-2766
 担当：杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail: japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。